

県営住宅における県による共益費の徴収・支払いについて（案）

1 概要

① 希望する県営住宅について、県が共益費を徴収します。

- ※ 自治会の決議又は入居者の4分の3以上の同意によって「希望する」とします。
- ※ 県が共益費を徴収する場合は、希望しない入居者も含めて、その県営住宅の入居者全員から共益費を徴収します。

② 次のものを対象とします。

- ア 共用部分に係る電気代・水道代**
- イ 浄化槽に関する費用**

③ 月額額は、次のとおり計算し、家賃と共に徴収します。

(過去1年間の実績 ÷ 入居戸数 ÷ 12) + 事務経費

④ 県による共益費の徴収・支払いは、令和4年度開始を目途とします。

2 目的

このたび県で徴収・支払いする共益費は、生活上、欠かせない共同施設に係る費用です。

共同施設は、入居者全員が「借りている」施設であるため、入居者全員が「自分の物と同じように」管理する義務を負います（公営住宅法第27条第1項）。共益費の負担は、その義務の一部であり、入居者全員が公平に負担します。しかし、高齢化や連帯意識の低下などから自治会による共益費の徴収が難しくなった場合、共同施設に係る電気代や水道代、浄化槽代を自治会が払えなくなり、これらの施設が止まってしまうおそれがあります。

自治会による共益費の徴収に問題が生じている場合にあっては、その申請により、共益費を家賃と一体として徴収することで、共同施設の機能維持を図るため、県による共益費の徴収・支払いを可能とするものです。